

掛金の納付月と金額を指定される方

加入者月別掛金額登録・変更届

裏面にも記載があります。

記入例

<ご注意>

企業型確定拠出年金、確定給付型の企業年金等に参加している方は、この届出書を提出することができません。

1 ご本人がご記入ください。
被保険者の種別は該当する□にレ点を記入してください。

2 新規ご加入の場合、納付済欄は記入しないでください。
12月26日引落(11月分)の掛金額は5,000円以上をご記入ください。
記入方法については裏面もご確認ください。

3 翌年以降の掛金額も必ずご記入ください。
12月26日引落(11月分)の掛金額は5,000円以上をご記入ください。
記入方法については裏面もご確認ください。

国民年金基金連合会 宛 事務処理センター用 記

加入者月別掛金額登録・変更届

●必ず記入事項をご覧のうえ、ご記入ください。
●本様式に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。
●訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
●身元確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)のご提示をお願いします。
●この帳票は、掛金の納付月と金額を指定する場合にご提出いただく書類です。

●選択項目の□にはレ点をご記入ください。

1 申出者 ▼申出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。

フリガナ ネノキョウ イチロウ 基礎年金番号 1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0

氏名 年金 一郎 生年月日 ☒ 昭和5 ☒ 平成7 4 9 1 0 0 6

被保険者の種別 ☒ 第1号被保険者 ☒ 第2号被保険者のうち、企業型確定拠出年金、確定給付型の企業年金等(※1)のいずれにも加入していない方(00:他に企業年金制度なし(厚生年金にのみ加入)の方) ☒ 第3号被保険者

(※1)確定給付企業年金、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度

●企業型確定拠出年金、確定給付型の企業年金等(※1)に加入している方は、この届書を提出することはできません。
●毎月払いのほか、特定の月にまとめて納付することも可能です。
●掛金額の変更は、年1回に限ります。資格喪失月翌月以降の掛金の納付はできません。
●掛金納付は資格喪失月までとなります。資格喪失月翌月以降の掛金の納付はできません。
●例えば、10月に資格を喪失した方が、年1回9月分まで納付(10/26引落)する場合、当年の拠出ができますが、年1回11月分まで納付(12/26引落)する場合は、拠出できません。
●拠出限度額と掛金額との差額は、拠出単位期間内に繰り越すことが可能です。
※ただし、拠出単位期間内に企業型確定拠出年金、確定給付型の企業年金等(※1)に加入していた期間がある方は、加入期間中の拠出限度額との差額を繰り越すことはできません。

「納付済」欄について
●既に納付済みの月については、通帳等をご確認のうえ、納付した掛金額をご記入ください。
●なんらかの理由により、掛金の納付がなされていない場合も、本来納付する予定だった掛金額をご記入ください。

「掛金額」欄について
●掛金額の記入は、掛金額の変更を希望する月以降から記入してください。
●申出をした月以降で、掛金を拠出しない月には「0」をご記入ください。

2 当年の掛金額の指定

当年【令和 7 年】

引落日	納付済	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	23,000 円	円
2月26日引落 (1月分)	23,000 円	円
3月26日引落 (2月分)	23,000 円	円
4月26日引落 (3月分)	23,000 円	円
5月26日引落 (4月分)	23,000 円	円
6月26日引落 (5月分)	23,000 円	円
7月26日引落 (6月分)	円	0 円
8月26日引落 (7月分)	円	46,000 円
9月26日引落 (8月分)	円	0 円
10月26日引落 (9月分)	円	0 円
11月26日引落 (10月分)	円	0 円
12月26日引落 (11月分)	円	92,000 円
合 計		138,000 円

受付金融機関に申出をした月の翌々月からの反映となります。
(26日が土日・祝日の場合は、翌々月27日に引落されます)

6月受付

引落日
8月26日

3 翌年以降の掛金額の指定

翌年【令和 8 年】以降

引落日	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	0 円
2月26日引落 (1月分)	0 円
3月26日引落 (2月分)	0 円
4月26日引落 (3月分)	92,000 円
5月26日引落 (4月分)	0 円
6月26日引落 (5月分)	0 円
7月26日引落 (6月分)	0 円
8月26日引落 (7月分)	92,000 円
9月26日引落 (8月分)	0 円
10月26日引落 (9月分)	0 円
11月26日引落 (10月分)	0 円
12月26日引落 (11月分)	92,000 円
合 計	276,000 円

掛金の年単位化の基本ルール

- ・拠出限度額は、前年12月分～当年11月分を1年とし、翌年には繰り越せません。
- ・加入や金額変更の翌月分の掛金(翌々月引落)以降の掛金について設定することが可能です。
- ・加入のお申し出が11月となる場合は使用できません。
- ・掛金は、原則、個人型確定拠出単位期間(前年12月分～当年11月分)につき1回のみ変更が可能です(掛金総額は同じでも、掛金の指定月を変更した場合も1回の変更となります)
- ・毎月の最低拠出額である5,000円は、加入期間の月数分を年内に掛ける必要があります。
- ・翌月以降の掛金分を当月に上乗せして掛けることはできません(前納の禁止)
- ・当月以前に引落できなかった掛金を翌月以降に上乗せすることはできません(追納の禁止)
- ・年をまたいでの拠出金の繰り越しはできませんので、12月26日引落(11月分)は5,000円以上の拠出が必要です。

掛金の年単位化について

(掛金納付の基本ルール)

- ・ iDeCoの1カ月の掛金額は、最低5,000円以上、1,000円単位で設定できます。
- ・ 掛金の1カ月あたり拠出限度額は、被保険者種別によって異なります。
第1号加入者：68,000円(国民年金基金の掛金、国民年金の付加保険料と合算)
第2号加入者(会社員の方)：23,000円
第2号加入者(共済組合員)：20,000円
第3号加入者：23,000円
- ・ 拠出限度額と掛金の差額は、年内に限り、翌月に繰り越すことができます。
- ・ 指定した月のみ納付することも可能ですが、これは複数月の掛金を指定した月にまとめて納付することとなります。
したがって、毎月の最低拠出額5,000円×まとめた月数が、指定した月の最低拠出額となります。

納付の事例・・・第3号被保険者(1カ月の掛金は5,000円～23,000円)の場合

(1) 毎月納付し、特定の月のみ掛金額を増額するパターン

- ・ 1月に加入(2/26から引き落とし開始)し、毎月20,000円を納付、6/26引落(5月分)と12/26引落(11月分)は掛金上限額を納付する場合

申込書類のご記入箇所							
当年【令和 7 年】		A		翌年【令和 8 年】以降			
引落日	納付済	掛金額		引落日	掛金額		
1月26日引落 (前年12月分)	円				20,000円		
2月26日引落 (1月分)	円	0円			20,000円		
3月26日引落 (2月分)	円	20,000円			20,000円		
4月26日引落 (3月分)	円	20,000円			20,000円		
5月26日引落 (4月分)	円	20,000円			20,000円		
6月26日引落 (5月分)	円	35,000円			38,000円		
7月26日引落 (6月分)	円	20,000円			20,000円		
8月26日引落 (7月分)	円	20,000円			20,000円		
9月26日引落 (8月分)	円	20,000円			20,000円		
10月26日引落 (9月分)	円	20,000円			20,000円		
11月26日引落 (10月分)	円	20,000円		11月26日引落 (10月分)	20,000円		
12月26日引落 (11月分)	円	38,000円		12月26日引落 (11月分)	38,000円		
合 計		233,000円		合 計	276,000円		

新規ご加入の場合は、納付済欄には、何も記入しないでください。

【新規加入時】
➢ ご加入前月まで：記入なし
➢ ご加入月：0円
➢ 加入翌月以降：ご希望の金額
【金額変更時】
➢ 変更前月まで：「納付済」欄に実績と予定
➢ 変更月以降：「掛金額」欄にご希望の金額
毎月の最低掛金額は、5,000円

B(※) 当月の掛金上限額	A 当月の掛金額	C = B - A 当月繰越額
		0
23,000	0	23,000
46,000	20,000	26,000
49,000	20,000	29,000
52,000	20,000	32,000
55,000	35,000	20,000
43,000	20,000	23,000
46,000	20,000	26,000
49,000	20,000	29,000
52,000	20,000	32,000
55,000	20,000	35,000
58,000	38,000	20,000

(※) 毎月の掛金限度額23,000円+前月C

当月の掛金上限額は、『前月の繰越金額+当月1カ月の掛金限度額』となります。

(2) 指定した月のみ掛金額を納付するパターン

- ・ 1月に加入(2/26から引き落とし開始)し、6/26引落(5月分)と12/26引落(11月分)に掛金上限を納付する場合

申込書類のご記入箇所							
当年【令和 7 年】		A		翌年【令和 8 年】以降			
引落日	納付済	掛金額		引落日	掛金額		
1月26日引落 (前年12月分)	円				0円		
2月26日引落 (1月分)	円	0円			0円		
3月26日引落 (2月分)	円	0円			0円		
4月26日引落 (3月分)	円	0円			0円		
5月26日引落 (4月分)	円	0円			0円		
6月26日引落 (5月分)	円	115,000円		6月26日引落 (5月分)	138,000円		
7月26日引落 (6月分)	円	0円		7月26日引落 (6月分)	0円		
8月26日引落 (7月分)	円	0円		8月26日引落 (7月分)	0円		
9月26日引落 (8月分)	円	0円			0円		
10月26日引落 (9月分)	円	0円			0円		
11月26日引落 (10月分)	円	0円			0円		
12月26日引落 (11月分)	円	138,000円		12月26日引落 (11月分)	138,000円		
合 計		253,000円		合 計	276,000円		

新規ご加入の場合は、納付済欄には、何も記入しないでください。

記入方法は上記(1)と同じ

指定した月の最低掛金額は、5,000円×まとめ期間①5カ月分=25,000円

指定した月の最低掛金額は、5,000円×まとめ期間②6カ月分=30,000円

B(※) 当月の掛金上限額	A 当月の掛金額	C = B - A 当月繰越額
		0
23,000	0	23,000
46,000	0	46,000
69,000	0	69,000
92,000	0	92,000
115,000	115,000	0
23,000	0	23,000
46,000	0	46,000
69,000	0	69,000
92,000	0	92,000
115,000	0	115,000
138,000	138,000	0

(※) 毎月の掛金限度額23,000円+前月C

指定した月のみ掛金を納付する場合、掛金を掛けない月の掛金をまとめて指定した月に納付することとなります。したがって、指定した月の最低拠出額は、『毎月の最低拠出額(5,000円)×まとめ期間の月数分』となります。

いずれのパターンにおいても、12/26引落(11月分)は最低掛金額 5,000円を翌年に繰り越さないため、5,000円以上の掛金が必要となります。